

令和8年度 事業計画

1 各種支援活動の推進

(1) 電話等による相談

電話相談を毎週月～金曜日の10:00～16:00までの間、長野相談室、中信相談室において支援事業員が行う。

また、電子メールによる相談については、他の被害者支援センターの取組を研究し、実施に向けて検討する。

(2) 面接相談（相談員面接・専門面接）

相談者がためらうことなく安心して相談できるよう、時間及び場所の選定、担当相談員の指定等に配慮した面接相談対応に努める。希望に応じてオンラインによる面接相談にも対応する。

また、心理カウンセリング、精神医療、法律相談等の専門家による面接が必要と認められる場合は専門面接を行う。

(3) 直接的支援

長野県警察本部広報県民課犯罪被害者支援室はじめ関係機関と連携を図りながら、警察署、検察庁、裁判所等への付き添い支援、代理傍聴等の活動を積極的に行う。

(4) 犯罪被害者等給付金の申請補助

被害者の要請に基づき、国給付金の申請手続きについて必要に応じて情報提供、内容確認等の支援を行う。

(5) 自助グループ活動への支援

令和5年4月に設立された長野県犯罪被害者遺族自助グループ「つむぐ」の定例会開催、手記文集の発行、臨床心理士等との懇談会を開催するなど、被害者遺族に寄り添った支援活動に努める。

2 新規支援員の養成・スキルアップのための研修等の実施

(1) 養成講座の実施

新規支援事業員を養成するための「被害者支援員養成講座」を開催する。その際は希望者が参加しやすいよう土曜日、日曜日の連日開催、会場またはオンライン参加とする。

募集人数は25歳から65歳までの20名程度とし、一定の基準に達した者を支援事業員として認定する。

(2) 現任支援事業員に対する研修の開催

支援活動のスキルアップを図るため、事例検討、ロールプレイ等により具体的な支援要領を学んでもらうとともに、他の犯罪被害者等支援関係団体等から講師を招聘し、被害者のニーズに応える支援等についての研修を行う。

実施に当たっては、多くの支援事業員が参加できるよう、会場またはオンライン参加により開催する。

(3) 全国研修等への参加

全国規模で開催される

・質の向上研修（上半期・下半期）（東京都で開催予定）

・秋期全国研修会（10月に東京都で開催予定）

等への支援事業員の参加を積極的に促す。

また、犯罪被害者支援の活動への理解を深めると認められる各種研修についても、積極的に参加するよう支援事業員に呼びかける。

受講者には、受講終了後に他の支援員に対して還元教養を行うことを推奨し、自身の受講効果を高めるとともに、支援員全体のスキルアップを図る。

(4) 支援活動の実際を通じての若者との交流

前年度に引き続き、清泉大学との業務提携協定に基づき、学生に支援活動の実際について理解を深めてもらうための心理実習を受け入れる。

また、将来の被害者支援の担い手となる若者の育成に向けて、当センターが実施する広報啓発活動等への参画を呼び掛けるなど、広く若者たちとの意見交換、交流の場を設ける。

3 長野県の多機関ワンストップサービスに関する委託業務の実施

(1) 多機関ワンストップサービスにおける支援調整

長野県が県内における多機関ワンストップサービスを令和8年4月から開始することに伴い、センターは県からコーディネート業務を受託した。

途切れのない適切な支援を提供するため、県、県警、市町村、関係機関と連携して、被害者との連絡調整、支援計画の策定、支援調整会議による一体的かつ具体的な支援調整、支援の進捗管理に取り組む。

(2) 市町村総合的対応窓口に対する支援

犯罪被害者等に配慮した対応方法、必要な支援のコーディネート等について、専門的な助言や情報提供を行うとともに、相互連携した総合的支援を行う。

また、市町村が実施する被害者支援に関する広報啓発活動に積極的に協力する。

(3) 県・市町村見舞金・助成金等に係る申請支援

県、市町村が設けている見舞金、助成金の申請手続きについて、必要に応じて被害者に対して説明、内容確認等の支援を行う。

(4) 市町村職員研修等の実施

犯罪被害者支援に従事する市町村職員に対し、「市町村犯罪被害者等支援窓口担当者研修会・連携会議」を会場とオンライン参加の併用により年1回開催する。

(5) センター内の体制整備

本業務は「センター」として受託しており、その遂行に向けては事務局、支援員による総合的な対応が不可欠であることから、必要な情報を共有するとともに連携して業務に対応できるよう体制整備に努める。

4 犯罪被害者等支援条例制定に伴う活動の推進

(1) 総合的な支援体制に向けた連携・協力

長野県犯罪被害者等支援推進計画における「総合的支援体制の整備」を推進するため、県、県警、市町村、関係機関が行う支援内容を確認し、連携・協力を図りながら被害者に寄り添ったきめ細かな支援活動を行う。

また、大規模事案等の発生を念頭に、犯罪被害者への迅速かつ必要な支援ができるよう、日頃から関係機関・団体等との良好な関係の構築に努める。

(2) 市町村における犯罪被害者等支援制度の充実に向けた活動

当センターが関係機関と連携して市町村における犯罪被害者等支援条例の制定を積極的に推進したことにより、令和7年度中に県内全77市町村において条例が制定された。

しかし、市町村によっては、日常生活支援助成金等の経済的支援制度が設けられていない、ウェブサイト等による広報が行われていない、といった状況があることから、必要に応じて情報提供を行うなど制度の充実を図るよう働きかける。

(3) 相談・情報提供の充実

犯罪被害者等がワンストップサービスにより迅速で途切れない支援が受けられるよう、本人の同意に基づき、必要に応じて関係機関等に支援に関する情報を提供する。その際は、個人情報の保護に細心の注意を払う。

また、各警察署単位に設置されている犯罪被害者連絡協議会等が開催される際は、できる限り当センターからも職員を派遣し、関係機関との顔の見える良好な関係づくりに努める。

(4) 県民の理解の増進

長野県犯罪被害者等支援条例第 21 条に規定される「県民理解の増進」のため、当センターとしても講演会、研修会、市民向け講座等の場において、「県民の役割」、「事業者の役割」、「二次被害の防止」等について説明し、県民に向けて広く被害者支援に関する意識啓発を図る。

また、教育委員会、警察等が行う「人権教育」、「命の大切さを学ぶ教室」等が開催される際には、要請があれば当センター職員等が講師として参加し被害者支援の重要性等について説明するなど、将来を担う若者への理解促進に努める。

5 広報啓発活動の充実

当センターの支援内容を広く県民に知ってもらうため、多彩な広報啓発グッズを製作し、講演会、人権講座、犯罪被害者週間等の機会に配布するなど、積極的な啓発に努める。

また、被害者支援に関する講演会等の開催に併せ、犯罪被害者遺族手記パネル展等を同時開催するなど、効果的な広報啓発活動に努める。(自助グループ会員の協力を得て、手記ポスター「被害者の声に心を寄せて」を追加製作予定。)

6 財政基盤の向上

(1) 補助金、賛助会員等の維持向上

支援活動の財政基盤となっている補助金、市町村負担金、個人及び法人からの賛助金、寄附金の維持向上を図るため、機会あるごとに当センターの必要性及び支援活動の重要性を積極的に伝えて財政面への支援を働きかける。

(2) 寄付型自動販売機設置及びホンデリング活動の更なる促進

関係機関・団体、各種企業等の理解と協力を得ながら、寄付型自動販売機の設置促進やホンデリング活動の普及活動を推進する。

7 機関誌の発行及び各月活動状況の報告

年 1 回発行している機関誌「TOGETHER (トゥギャザー)」については、支援活動や広報啓発活動の掲載内容を見直すなど、一層の充実を図る。

また、各月毎に開催される研修の内容や支援活動状況については、県、県警等の関係機関に適宜報告して情報共有に努める。

※年間の月別事業計画は、別紙「事業計画書(令和 8 年度)」のとおり

8 公益社団法人への法人格移行事務手続き

現在の「認定 NPO 法人長野犯罪被害者支援センター」から、「公益社団法人長野犯罪被害者支援センター」に法人格を移行していくために必要な事務手続きを進める。

9 相談業務管理システムの導入について

全国被害者支援ネットワークから各支援センターが相談業務等の情報管理を行うためのシステム導入について推奨があり、相談や支援に関する情報の一元化、デジタル化を推進するため、システムの導入について検討する。

事業計画書
(令和8年度)

月 別	事業の内容	備 考
4 月	・4/1 県犯罪被害者等支援コーディネーター制度運用開始 ・4/18 自助グループ開催 ・4/23 令和8年度理事会	○電話相談活動 毎週月曜～金曜 10:00～16:00 支援事業員による電話相談を行う。
5 月	・5/23 令和8年度通常総会	○面接相談活動 支援を必要とする被害者等に対して、犯罪被害相談員による面接相談、弁護士、臨床心理士等専門家による面接を実施する。
6 月	・6/3 市町村被害者支援窓口担当者研修会 ・6/18 被害者支援事業員研修 ・6/27, 28 ボランティア養成講座	○直接的支援活動 警察からの情報提供、面接相談等により直接的支援が必要と認める被害者等に対し、警察、検察庁、裁判所等への付添いを実施する。また、公判における代理傍聴、関係機関との連携による支援活動を行う。
7 月	・自助グループ開催 ・7/8 被害者支援事業員研修 (長野県被害者支援連絡協議会講演会) ・7/25, 26 全国被害者支援ネットワーク主催質の向上研修(上半期)への参加	○直接的支援活動 警察からの情報提供、面接相談等により直接的支援が必要と認める被害者等に対し、警察、検察庁、裁判所等への付添いを実施する。また、公判における代理傍聴、関係機関との連携による支援活動を行う。
8 月	・8/27 支援事業員養成(初級)研修	○その他支援活動 被害者等の要請に応じて、センターが必要と認める支援を行う。
9 月	・9/2 警察庁主催総合的推進事業参加 ・9/10, 25 被害者支援事業員・支援事業員養成(初級)合同研修	○その他支援活動 被害者等の要請に応じて、センターが必要と認める支援を行う。
10 月	・10/1, 8 支援事業員養成(初級)研修 ・全国被害者支援ネットワーク主催全国フォーラム全国研修への参加	○支援事業員育成事業 新規支援事業員を養成するための講座を実施する。
11 月	・被害者支援月間における広報啓発 ・自助グループ開催	○支援事業員スキルアップ事業 現任支援事業員に対し、支援に必要な知識を習得するための研修、事例検討を実施する。また、全国規模で開催される各種研修、外部研修等についても対象者に積極的に参加を促す。
12 月	・12/10 被害者支援事業員研修	○支援事業員スキルアップ事業 現任支援事業員に対し、支援に必要な知識を習得するための研修、事例検討を実施する。また、全国規模で開催される各種研修、外部研修等についても対象者に積極的に参加を促す。
1 月	・自助グループ開催	○支援事業員スキルアップ事業 現任支援事業員に対し、支援に必要な知識を習得するための研修、事例検討を実施する。また、全国規模で開催される各種研修、外部研修等についても対象者に積極的に参加を促す。
2 月	・全国被害者支援ネットワーク主催質の向上研修(下半期)への参加 ・2/25 被害者支援事業員研修	○広報啓発活動 犯罪被害者月間(11月1日～12月1日)に集中的に広報活動を実施するとともに、各関係機関と連携した広報・啓発を随時実施する。
3 月	・相談活動・直接的支援等(随時)	○広報啓発活動 犯罪被害者月間(11月1日～12月1日)に集中的に広報活動を実施するとともに、各関係機関と連携した広報・啓発を随時実施する。

